

中央区マンションの適正な管理の推進に関する条例施行規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

中央区長 矢 田 美 英

中央区規則第二十六号

中央区マンションの適正な管理の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、中央区マンションの適正な管理の推進に関する条例（平成二十一年三月中央区条例第八号。以下「条例」という。）第九条から第十一条まで、第十二条第二項、第十四条、第十七条及び第十八条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(マンションを適正に管理するために必要な施設等)

第三条 条例第九条第一項に規定する区規則で定めるマンションを適正に管理するために必要な施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- 一 管理人室
- 二 管理を行う者の連絡先を明示する表示板
- 三 廃棄物の保管場所又は保管施設

四 自転車駐車場

五 前各号に掲げるもののほか、マンションを適正に管理するための施設及び設備として区長が必要と認めるもの

2 条例第九条第二項に規定する区規則で定める管理人による管理体制は、マンションの総戸数に応じて区長が別に定めるところにより、管理人を巡回させ、駐在させ、又は常駐させる方法で管理する体制とする。

3 条例第九条第三項に規定する区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 周辺道路等への自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車の駐車禁止に関すること。

二 騒音の発生その他近隣住民への迷惑行為の禁止に関すること。

三 廃棄物の排出方法に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、居住者の遵守事項として区長が必要と認める事項

(災害対策用の施設等)

第四条 条例第十条に規定する区規則で定める災害対策用の施設及び設備は、次に掲げるものとする。

一 防災備蓄倉庫

二 防火水槽

三 地震発生時に作動する安全装置を装着した設備

四 前三号に掲げるもののほか、災害対策用の施設及び設備として区長が必要と認めるもの

(コミュニティ形成に必要な施設等)

第五条 条例第十一条に規定する区規則で定める居住者間の交流を図るために必要な施設及び設備は、次に掲げるものとする。

一 コミュニティスペース

二 談話コーナー

三 掲示板

四 前三号に掲げるもののほか、居住者間の交流を図るための施設及び設備として区長が必要と認めるもの

(コミュニティ形成への協力)

第六条 条例第十二条第二項に規定する区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域行事その他の地域コミュニティの形成に寄与する活動への参加に関すること。

二 町会、町会連合会、地域の防災組織等への参加又は連携に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(報告の義務)

第七条 条例第十三条に規定する報告は、別記様式による報告書に必要な書類を添付して行うものとする。

(適用除外)

第八条 条例第十四条に規定する区規則で定める面積は、百平方メートルとする。

(コミュニティの振興)

第九条 条例第十七条に規定する区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 居住者間のコミュニティ活動に関すること。

二 地域コミュニティへの参加又は連携に関すること。

三 災害等の発生に備えた態勢の整備に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(細部施行)

第十条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。